

身体障害者福祉法第16条2項に基づき身体障害者手帳の返還を命令することについて
次のとおり公告します。

平成27年1月13日

京都市長 門川 大作

1 処分の対象となるもの
高寄栄治（手帳番号 京都市第355479号）

2 返還期限
平成27年1月30日

3 返還先
山科福祉事務所支援課

4 その他

処分の対象となる者から申し出があった場合は、上記に加え、予定される不利益
処分の内容及び根拠となる条例等の条項並びに不利益処分の原因となる事実等を記載
した書面を交付します。

(身体障害者リハビリテーションセンター 相談課)